

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
丹波篠山市立多紀小学校

1 いじめの防止等のための学校の方針

本校は、生命の尊重と人権尊重の精神を基盤に、「ふるさとに愛着をもち、将来にわたって、学び続ける児童の育成」の学校教育目標のもと、

- 命と人権を大切にし、思いやり、社会性、国際性を備え、心豊かであたたかい児童
 - 心身共に健康で、自立し、たくましく生きようとする児童
 - 自ら考え判断し、学び続け、未来を創造する意欲と実践力のある児童
- を育成し、保護者・地域から信頼される教育活動を推進している。

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校全体でいじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) 子ども及び保護者が安心して相談することができるよう環境を整える。

いじめの定義（「丹波篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針」より）

子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って、いじめ対応チーム会議により組織的に行う。

いじめの基本認識（「丹波篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針」より）

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめの防止等の対策のための組織」として「いじめ対応チーム」を置き、問題行動が起これば即座に『緊急対策会議』を開く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、不登校児童支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等 事案の必要に応じてメンバーを構成する

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- イ 心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割。
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急対応会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- カ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割。
- キ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取組について検証を担う役割。

(4) 相談体制等の整備

児童、保護者その他いじめの防止等に関わる者が安心して通報および相談ができるよう相談体制を整備する。特に、児童・保護者にとって身近な通報および相談の窓口として、いじめ対応チームが認識されるよう努める。

3 いじめの未然防止の取組

様々な教育活動を通して、児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる関係作りに学校全体で取り組む。また、教師は分かりやすい授業を心がけ、児童に学習に対する達成感や成就感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

取 組	ねらい	具体的な内容
学級集団づくりの 充実	学級が生徒指導や学習指導を進める基礎的な場であることを踏まえ、心の通い合う学級経営を基盤に、児童会活動や学校行事等の集団活動を通して、望ましい人間関係の形成、自主的・実践的な態度、健全な生活態度を育成する。	・教職員への信頼 ・教職員の協力協働体制 ・自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年学校行事 ・児童の主体的な活動

人権教育の充実	全ての人々の基本的人権を尊重する精神を高め、身近な生活の中で不合理や差別に気づかせ、それを解決しようとする意欲や実践力を育てる。	・人権朝会（学期１回程度） ・保護者への啓発活動（保護者会・PTA総会）
道徳教育の充実	人間尊重の精神を大切に日常未発達な考え方や道徳的判断力の低さ、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する「いじめ」に対し、考え、議論する道徳の授業を通して、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。	・児童の実態に合わせた道徳教科書、副読本等の教材や資料の活用
体験教育の充実	福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりを積極的に取り入れ、発達段階に応じた体験教育を体系的に展開することにより、共に生きる心の育成を図る。	・縦割り班での舎外清掃 ・体験型環境学習 ・福祉教育 ・キャリア教育 ・ふるさと教育
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を増やす。児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけさせる。	・縦割り班活動や遊び ・児童会集会活動 ・代表委員会 ・学級会活動 ・学校生活のあらゆる場面
情報モラル教育の推進	インターネットを通じて行われるいじめがあってはならないことに理解を深め、節度のある利用をしていく態度を育成する。	・情報モラルの学習 ・児童会の啓発活動 ・学級懇談会等での情報共有
児童が自ら主体的に行う取組の充実	児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活作りに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的な態度を育てる。	・縦割り班活動や異年齢集団の交流活動の充実 ・児童会を中心としたあいさつ運動
学力向上の取組	基礎基本を確実に身につけさせ、学力の向上を図る。	・学習における規律づくり ・学びに向かう集団づくり ・基礎基本の定着 ・言語活動の充実

4 いじめの早期発見の取組

全教職員が児童の様子を見守り、適切な対応を行う。日常的な観察をきめ細かく行うことによって、児童の小さな変化を見逃さないように留意する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知できるよう取り組む。また、アンケートを定期的の実施し、児童の人間関係や悩みを把握し、いじめのない学校づくりを目指す。

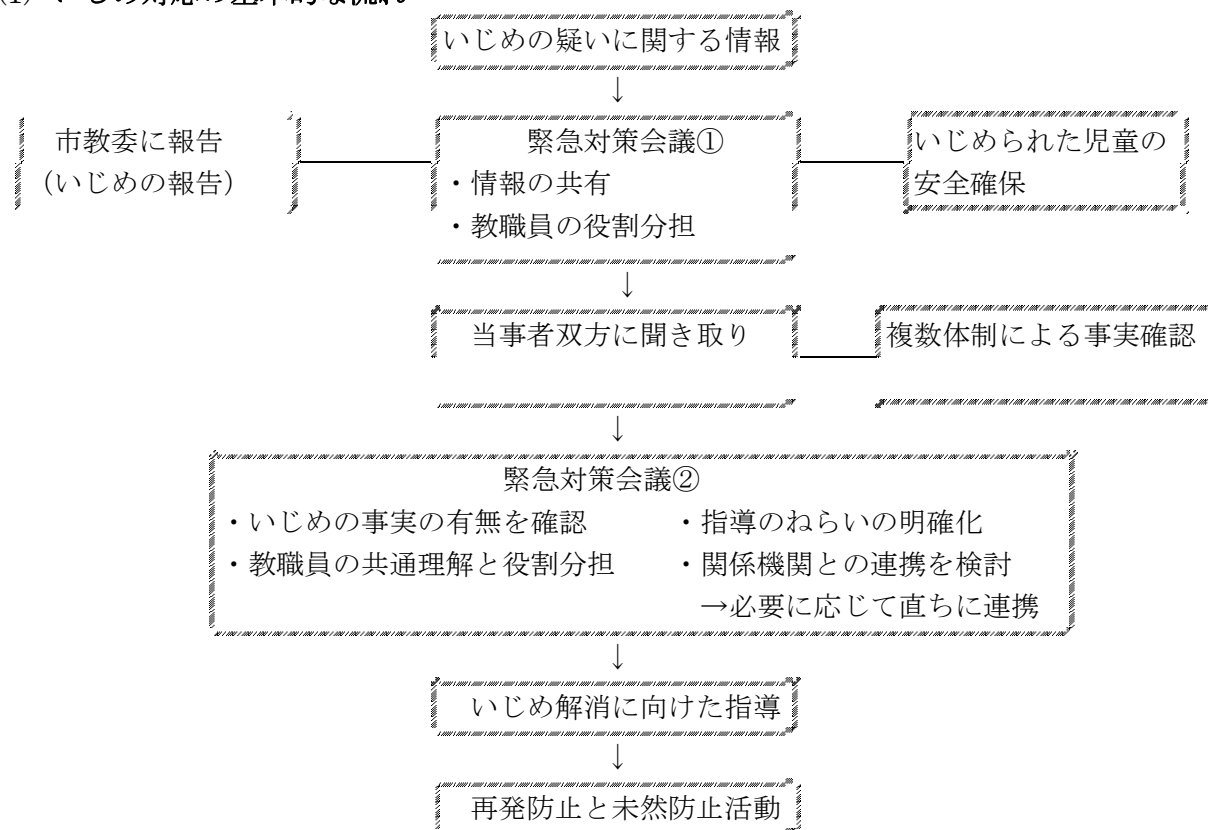
取 組	ねらい	具体的な内容
日々の観察 (日記指導等も含む)	児童と共に過ごす機会を積極的に設け、児童の日々の生活の様子を捉え、心の安定を図り、児童間や教職員との意思疎通を図る。	・授業中の様子 ・日記指導 ・交友関係の実態把握 ・休み時間の過ごし方(特別教室の使い方) ・遊び方のルールづくり ・給食や掃除の時間 ・教室環境の整備
教育相談 (学校カウンセリング)	教職員と子どもたちの信頼関係を形成した上で、日常の生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けるなどして、全ての子どもを対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。保護者とも日頃の学校生活や家庭生活での児童の様子を話し合うことで、個々の児童の実態を把握する。	・学校生活のあらゆる場面 ・生活アンケート実施月 ・個人懇談時(4, 7, 12月)
いじめ実態調査 生活アンケート	児童個々の実態を把握し、早期発見、未然防止と再発防止に努める。 何らかのトラブルがあるときには、随時調査を継続的に実施し、重大事案に発展しないよう早期発見・早期解決に努める。	・各学期に1回(6月・11月・2月) ・必要に応じて随時 ・こども個人懇談(アンケート後)
児童理解研修	個々の児童を理解するための研修を行い、教職員で共有を図る。	・年度初め(4月下旬) ・夏休み(8月上旬) ・年度終わり(2～3月) ・職員会議(毎回)
生徒指導記録(SSダイアリー等)の活用	児童理解を深め、いじめの早期発見に役立てる。	・児童間のトラブルや問題行動などを関係職員は記録に残して、担任等全職員が閲覧できるようにする。

保護者懇談 連絡帳・通信の活用	保護者や家族と連絡を取り情報収集に努め、協力を求める。また、連絡を密にし、信頼関係の構築を図る。	・学校の取組を伝えたり、家庭での様子や友だち関係について情報を集めたりする。 ・生活状況をもとに、いじめが起こっていないか確認する。 ・気になる事案の場合は即座に保護者との面談を設定する。
職員間での情報交換 ・連絡・相談	全職員で情報共有をし、早期対応を図る。	・報告、連絡、相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応する。

5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときに、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を組織的に取り組む。情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童を保護し、心配や不安を取り除く。いじめている側の児童に対しては、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた児童に対して

○児童に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた児童に対して

○児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝えよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する

いじめの解消の要件（「丹波篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針」より）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又はいじめ対応チーム会議により、より長期の期間を設定するものとする。

②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより、当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

留意事項

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告及び調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

① いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置

↓

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

↓

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

↓

④調査結果を市教育委員会に報告

↓

⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施

↓

⑥継続した児童の様子を観察

7 いじめの防止等に関する年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	情報交換・共通理解 (毎職員会議時) 生徒指導委員会(毎月) 校内研修(児童理解)	・教育相談 ・人権朝会(毎月) ・学級経営の充実 ・学級の人間関係づくり ・「多紀っ子のくらし」徹底 ・「多紀っ子宣言」活用	・学級懇談会 ・登下校指導(毎月) ・校外児童会(各学期の前後)
5		・個人懇談 ・小中連絡会 ・学校運営協議会	
6	アンケート考察	・PTA地区別懇談会	・生活アンケート① ・アンケートに伴う個人面談
7		・個人懇談 ・夏休み事前指導	・民生児童委員懇談会
8	校内研修(児童理解)		
9			
10		・学校運営協議会	
11	アンケート考察		・生活アンケート② ・アンケートに伴う個人面談
12		・個人懇談 ・冬休み事前指導 ・学校運営協議会	
1			
2	アンケート考察		・生活アンケート③ ・アンケートに伴う個人面談
3	まとめと引き継ぎ 来年度の課題検討	・春休み事前指導 ・学校運営協議会 ・小中連絡会 ・園小連絡会	